

『(仮称)多摩市議会基本条例(素案)』に対するパブリックコメント要項

	項 目	内 容
1	件 名	「議会基本条例(素案)」への意見募集
2	目 的	議会基本条例を制定するにあたり、意思決定過程で広く素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民参加の機会を保障するとともに、その意見を考慮し、多摩市の議会基本条例を作成することを目的とします。
3	事業内容	多摩市議会では、平成19年10月に「議会基本条例制定をめざす議会改革特別委員会」を設置し、この間、「市民意識調査」、「出前委員会」、「参考人からの意見聴取」等を行い、広く市民の皆様からの議会に対するご意見を伺ってまいりました。 この度、それらの意見もふまえて、議会基本条例(素案)を作成したものであり、平成21年度中の議会基本条例制定をめざすものです。
4	資料内容及び公表の方法等	(1) 公表する資料 「多摩市議会基本条例(素案)」 (参考資料「議会基本条例(素案)の概要」) (2) 公表の場所 市役所案内、議会事務局[本庁舎4階]、行政資料室[第二庁舎1階]、市内各図書館、関戸・永山各公民館、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、多摩センター駅出張所、総合体育館、市民活動情報センター、市内各コミュニティセンター、諏訪地区市民ホール 多摩市公式ホームページを利用した閲覧
5	対 象	どなたでも
6	意見募集期	平成21年6月5日(金)から平成21年6月30日(火)まで
7	意見の提出方法	(1) タイトル(「議会基本条例(素案)」への意見) (2) 住所 (3) 氏名 (4) 意見本文 多摩市公式ホームページ(多摩市議会)内の応募用専用フォームを活用する場合は、タイトルの記入は不要です。 (1)から(4)までの項目が欠けている場合、パブリックコメントとして扱えない場合があります。
8	意見の提出先	(1) 持参(代理人によるものを含みます):多摩市議会事務局(市役所本庁舎4階) (2) 郵送 : (〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 多摩市議会事務局) (3) ファクシミリ : 042 - 372 - 6761 (4) 公式ホームページ(多摩市議会)内に期間中設置する応募用専用フォーム
9	そ の 他	(1) パブリックコメントに寄せられた意見をふまえて、(仮称)多摩市議会基本条例の原案を作成します。 (2) いただいたご意見は、公平性を確保するため、個別対応はせず、パブリックコメント期間終了後、すべての意見について整理をしたうえで原案作成の資料として活用するとともに、ご意見に対する概要及び原案への反映の可否等について、行政資料室(第二庁舎1階)及び多摩市公式ホームページ等で公表します。 (3) パブリックコメントに対して寄せられたご意見は、住所、氏名を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないでください。 (4) 意見募集中にいただいた「議会基本条例(素案)」に関連する「市民の声」等は、パブリックコメントに寄せられた意見として取り扱いをさせていただきます。 (5) 意見を受領したことについての、確認の連絡は省略させていただきます。 (6) 電話・口頭での意見の提出はパブリックコメントとして取り扱えませんのでご注意ください。
10	担 当	多摩市議会事務局 議事係 電話 042 - 338 - 6890